

岩手県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第11号

岩手県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

岩手県食の安全安心推進条例（平成22年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 施策の基本となる事項等</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 食の安全安心の確保に関する基本的な施策（第10条—<u>第18条</u>）</p> <p>第3節 <u>食品等の自主的な回収の報告（第19条）</u></p> <p>第3章・第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p><u>（5） 特定事業者 次のいずれかに該当する営業者（食品衛生法第4条第8項に規定する営業者をいう。）又は団体であつて、県の区域内に事務所若しくは事業所又は食品等を製造し、輸入し、加工し、若しくは販売するための施設を有するものをいう。</u></p> <p><u>ア 食品等を製造し、輸入し、若しくは加工することを営む者又は農林漁業者の組織する団体</u></p> <p><u>イ 食品等の販売者として当該食品等にその氏名、商号、商標その他の表示をした販売者等であつて、規則で定めるもの</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 施策の基本となる事項等</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 食の安全安心の確保に関する基本的な施策（第10条—<u>第19条</u>）</p> <p>第3章・第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） [略]</p>

### 第3節 食品等の自主的な回収の報告

第19条 特定事業者は、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

- (1) 食品衛生法の規定に違反する食品等
- (2) 食品表示法（平成25年法律第70号）の規定に違反する食品及び添加物（第2条第2号の添加物をいう。）であって、規則で定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの

2 前項の規定による報告を行った特定事業者が、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

3 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない

- (1) 自主的な回収に着手した食品等を購入した消費者をすべて特定でき、かつ、当該消費者に当該自主的な回収に関する情報を伝達することができる場合
- (2) 自主的な回収に着手した食品等が県民に販売されていないことが明らかである場合
- (3) 特定事業者（第2条第5号イに該当するものを除く。）が、自ら製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において他の者を経ることなく直接販売した場合

4 知事は、第1項の規定により報告された自主的な回収の措置が、県民の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制する上で適切でないとする

第19条 削除

ときは、当該報告を行った特定事業者に対し、当該回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。

5 知事は、第1項又は第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告の内容を公表するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に着手したこの条例による改正前の岩手県食の安全安心推進条例第19条第1項の食品等の自主的な回収に係る同項及び同条第2項の報告、同条第4項の指導並びに同条第5項の公表については、なお従前の例による。